

一般社団法人青森県さく井地質調査業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人青森県さく井地質調査協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的、事業

(目的)

第3条 当法人は会員相互の親睦を図り、その社会的活動を支援するとともに、さく井地質調査技術の向上及び会員企業の発展を期するとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的達のために次の事業を行う。

- (1) さく井業、地質調査業の技術及び経営の改善に関する調査研究
- (2) さく井業、地質調査業に関する情報資料の収集及び研修
- (3) 会員企業相互の親睦並びに厚生に関する事業
- (4) 災害時の対応業務への積極的協力
- (5) 関係機関及び団体との連絡並びに提携
- (6) その他、当法人の目的達成に必要な事業

第3章 社員等

(法人の構成員等)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同する個人又は法人であって、次項の要件を満たした者
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同する個人又は法人であって、第3項の要件を満たした者

2 前項の正会員となるため必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 青森県内に本社または常設の事業所を設けていること。
- (2) さく井業若しくは地質調査業の登録をしていること。
- (3) 正会員2名以上の推薦を受けること。

3 第1項の賛助会員となるため必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) さく井業若しくは地質調査業に関連する事業を営んでいること。
- (2) 正会員1名以上の推薦を受けること。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の様式による入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 会員は当法人の目的達成のため、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会費に関する規程は、社員総会の議決を経て、別に定める。
- 3 納付した会費については、理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(退社)

第8条 会員が当法人を退社する時には、1か月以上前に、理事会にその旨を届出なければならない。但し、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するにいたったときは、社員総会において出席正会員の4分の3以上の決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 決議事項の履行を怠ったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項第1号及び第2号並びに第3号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかの事由に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は、法人を解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を2年以上連続して履行せず、かつ、催告に応じないとき。

2 前項の場合のほか、正会員は、次の事由に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第5条第2項第2号の登録を抹消されたとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第13条 社員総会は、当法人の最高意思決定機関であり、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任

- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、決算終了後2か月以内に開催しなければならない。

2 臨時社員総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、代表理事が招集を請求したとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員が代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集を請求したとき。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前条第2項第1号及び第2号の請求があったときは、請求があった日から15日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議日時、場所、目的及び付議事項を記載した書面をもって、7日前までに各会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数及び決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数により決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない者は、正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、代理人は代理人であることを証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項により作成した議事録については、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
 - 3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。
 - 4 当法人は必要に応じて、会長及び副会長以外の理事のうちから、専務理事、常務理事を各1名置くことができる。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、青森県内に拠点を置く理事の中から、理事会の決議によって選定する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行し、副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- 3 専務理事はこの当法人の業務を掌握し、常務理事は当法人の業務を分担処理する。
- 4 会長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 会計・財産の状況及び業務の執行について、不正事実を発見したときは、これを理事会に報告する。
- 4 前項の報告をする必要があるときは、会長に理事会の招集を請求するものとする。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

- 2 理事及び監事に対しては、旅費等の費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

第 6 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 28 条 当法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長の推薦に基づき、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、重要な事項について会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役に対する報酬又は費用弁償については、その都度理事会が定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(会議の議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長のほか出席した理事のうちから当該会議において選出された議事録署名人2人以上が前項の議事録に記名押印する。

第8章 基金

(基金)

第35条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(財産の構成)

第36条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金
- (5) 基金
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第37条 財産は会長が管理する。その方法は理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認が得られない場合には、その事業年度開始の日から2か月以内に社員総会の承認を得るものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあつては、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。前第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。なお剰余金

が生じても特定の個人又は団体に分配しないものとする。第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告書

(財産の管理及び会計規則)

第41条 財産の管理及び会計に関する規則は、理事会で定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第42条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の掲示をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 委員会

(委員会)

第43条 当法人は、次の委員会を設置する。

- (1) 総務・広報委員会
 - (2) 技術・研修委員会
- 2 前項の委員会には、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の構成及び委員会の運営に関しては、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 各委員会は、会長から諮問された事項及び本会の目的遂行に必要な事業等について実施計画を策定し、会長に答申する。各委員会の答申については、理事会の審議を経て実施するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び補佐する者を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の同意を得て会長が任免する。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て定めるものとする。

(備え付け帳簿及び書類)

第45条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿

- (3) 社員名簿
- (4) 議事録
- (5) 事業報告書
- (6) 収支計算書
- (7) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (8) 貸借対照表
- (9) 財産目録
- (10) 事業計画書
- (11) 収支予算書

第12章 清算

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が解散した場合における残余財産の処分は、社員総会の決議をもってこれを定める。

(清算人の選任及び解任)

第47条 清算人の選任及び解任は、総会の決議をもってこれを決する。

第13章 雑則

(変更事項の届出)

第48条 会員は、当法人に届出している事項について変更があった場合は、すみやかに変更事項を届出しなければならない。

(資料の協力依頼)

第49条 会長は当法人の業務運営にあたり必要と認めるときは会員に対して資料提供の協力を求めることができる。

第14章 附則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に定めるところによる。

改正後この定款は、令和元年5月13日から施行する。